

「盗難通帳による払出しおよび口座不正利用への対応」の調査結果

「盗難通帳による払出し」や「振り込め詐欺（恐喝）等による口座不正利用」の犯罪増加に伴い、金融機関における預金口座管理のあり方が注目されていることから、本会では信用金庫業界の「盗難通帳による払出し件数・金額」および「口座不正利用に伴う口座の利用停止・強制解約の状況」を調査し、その結果を下記のとおりまとめましたのでお知らせいたします。

調査対象：287金庫
調査基準時期：平成19年6月末現在

1. 盗難通帳による払出し件数・金額

申出時期	件数	金額
平成12年度	133件	26,429万円
平成13年度	127件	24,220万円
平成14年度	169件	30,445万円
平成15年度	181件	24,549万円
平成16年度	130件	15,155万円
平成17年度	102件	9,520万円
平成17年 4月～6月	31件	2,895万円
7月～9月	31件	3,811万円
10月～12月	17件	1,721万円
平成18年 1月～3月	23件	1,093万円
平成18年度	63件	4,014万円
平成18年 4月～6月	20件	1,675万円
7月～9月	12件	578万円
10月～12月	21件	840万円
平成19年 1月～3月	10件	921万円
平成19年度	19件	3,246万円
平成19年 4月～6月	19件	3,246万円

（注1）「盗難通帳等による払出し」とは、お客さまより「盗難通帳により払い出された」との申出があり、実際に預金が払い出されているもの。

（注2）「申出時期」とはお客さまより「盗難通帳により払出された」と申出があった時期。

（注3）「件数」は、原則として預金名義人単位。

2. 口座不正利用に伴う口座の利用停止・強制解約の状況

時 期	利用停止	強制解約等	合 計
平成15年度	1,362件	623件(440件)	1,545件
平成16年度	3,705件	1,707件(1,313件)	4,099件
平成16年 4月～6月	873件	334件(252件)	955件
7月～9月	1,015件	457件(346件)	1,126件
10月～12月	1,032件	542件(424件)	1,150件
平成17年 1月～3月	785件	374件(291件)	868件
平成17年度	2,345件	1,166件(1,005件)	2,506件
平成17年 4月～6月	561件	248件(220件)	589件
7月～9月	570件	316件(282件)	604件
10月～12月	678件	270件(224件)	724件
平成18年 1月～3月	536件	332件(279件)	589件
平成18年度	2,731件	1,527件(1,381件)	2,877件
平成18年 4月～6月	569件	339件(282件)	626件
7月～9月	654件	466件(434件)	686件
10月～12月	866件	338件(305件)	899件
平成19年 1月～3月	642件	384件(360件)	666件
平成19年度	733件	389件(327件)	795件
平成19年 4月～6月	733件	389件(327件)	795件

(注1)「口座不正利用」とは「ヤミ金融業者の返済金振込口座(出資法違反等)」、「サイト利用代金等の債権を譲り受けたと偽って架空の代金請求をする際の代金振込口座(詐欺)」、「いわゆる「オレオレ詐欺」における振込口座(詐欺)」等、法令や公序良俗に違反する行為に金融機関の預金口座が利用されること。

(注2)「件数」は、原則として口座単位。

(注3)「強制解約等」欄のカッコ内は、強制解約をした件数のうち、当該期間を含め、既に口座利用停止措置を講じていた口座についてその後、強制解約に至った件数。

(注4)合計数は「利用停止」および「強制解約等(除く既口座利用停止)」の合計。
すなわち、「平成19年4月～6月」の合計数は、733件(利用停止件数)+389件(強制解約等件数)-327件(既口座利用停止件数)=795件

以 上

「偽造キャッシュカードによる預金払出し等」に関する調査結果

偽造キャッシュカードによる預金の払出し等（キャッシュカードの磁気記録情報を読み取った第三者が偽造カードを複製・使用するもの）の被害が社会問題化していることから、本会では、信用金庫業界における実態を調査し、その結果を下記のとおりまとめましたので、お知らせいたします。

調査対象：287金庫
調査基準時期：平成19年6月末現在

期 間	件 数	金 額
平成13年度	0 件	0 千円
平成14年度	1 件	1,609 千円
平成15年度	14 件	10,350 千円
平成16年度	22 件	54,988 千円
平成16年 4月～ 6月	3 件	3,610 千円
平成16年 7月～ 9月	4 件	3,474 千円
平成16年10月～12月	12 件	46,102 千円
平成17年 1月～ 3月	3 件	1,802 千円
平成17年度	88 件	78,290 千円
平成17年 4月～ 6月	7 件	5,089 千円
平成17年 7月～ 9月	10 件	4,385 千円
平成17年10月～12月	57 件	53,474 千円
平成18年 1月～ 3月	14 件	15,342 千円
平成18年度	30 件	17,189 千円
平成18年 4月～ 6月	10 件	4,448 千円
平成18年 7月～ 9月	8 件	3,104 千円
平成18年10月～12月	8 件	8,638 千円
平成19年 1月～ 3月	4 件	999 千円
平成19年度	6 件	3,272 千円
平成19年 4月～ 6月	6 件	3,272 千円

(注1) アンケート結果は、自金庫のお客さま（預金者）から申出があり、ジャーナルを確認した結果、偽造キャッシュカードによる預金引出しである可能性が高い、もしくは偽造カードによるローンの借入れである可能性が高いと判断できたケースをカウント。

(注2) 「期間」とは、偽造キャッシュカードによる預金等引出しが発生した時期。

(注3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。

(注4) 以下の理由があった場合には、判明した以降の調査時点で修正。

追加の被害が判明、または偽造キャッシュカードによる被害ではないと判明した場合
被害が別途計上されていたものを預金名義人単位で名寄せした場合 等

以 上